政　令

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第八十七号

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）第四条第二項、第四項、第六項及び第八項並びに同条第九項ただし書及び第十項ただし書（これらの規定を同法第五条第十三項において準用する場合を含む。）、第五条第二項、第四項、第六項、第八項、第十項及び第十二項、第六条第二項、第九条第二項並びに第十三条第二項及び第三項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十一条の三第一項に規定する人事院規則で定める地域及び当該地域に係る同条第二項に規定する割合（同条第一項に規定する人事院規則で定める地域以外の地域については」を削り、「割合」を「割合」に改める。

附則第二条を次のように改める。

（令和十年三月三十一日までの間における経過措置）

第二条　令和十年三月三十一日までの間における法第四条第二項、第四項、第六項及び第八項並びに同条第九項ただし書及び第十項ただし書（これらの規定を同法第五条第十三項において準用する場合を含む。）、第五条第二項、第四項、第六項、第八項、第十項及び第十二項、第六条第二項、第九条第二項並びに第十三条第二項に規定する政令で定める地域並びにこれらの規定及び同条第三項ただし書に規定する政令で定める割合は、第一条の規定にかかわらず、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十一条の三第一項に規定する人事院規則で定める地域（以下「人事院規則で定める地域」という。）及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号）附則第七条第一項に規定する人事院規則で定める割合（人事院規則で定める地域以外の地域については、附則別表に定める地域及び当該地域に係る割合）とする。

附則別表（附則第二条関係）

都道府県	地域	割合
宮城県	富谷市	百分の五
	宮城郡利府町	百分の二
茨城県	つくばみらい市　北相馬郡利根町	百分の五
	結城市　那珂市	百分の三
	坂東市　稲敷市　かすみがうら市　東茨城郡大洗町　稲敷郡美浦村　稲敷郡阿見町　結城郡八千代町　猿島郡五霞町　猿島郡境町	百分の二
栃木県	下都賀郡野木町	百分の五
	河内郡上三川町　芳賀郡茂木町　芳賀郡市貝町　芳賀郡芳賀町　下都賀郡壬生町　塩谷郡塩谷町	百分の二
埼玉県	蕨市	百分の十四
	狭山市　ふじみ野市	百分の十一
	新座市　桶川市　富士見市　鶴ヶ島市	百分の九
	北本市　八潮市　蓮田市　吉川市　白岡市　北足立郡伊奈町　入間郡三芳町　比企郡鳩山町　南埼玉郡宮代町　北葛飾郡松伏町	百分の五
	日高市　入間郡毛呂山町	百分の三
	入間郡越生町　比企郡嵐山町　比企郡小川町　比企郡吉見町　比企郡ときがわ町　秩父郡横瀬町　秩父郡皆野町　秩父郡長瀞町　秩父郡小鹿野町　秩父郡東秩父村　児玉郡美里町　児玉郡神川町　児玉郡上里町　大里郡寄居町	百分の二
千葉県	我孫子市	百分の十五
	習志野市	百分の十四
	八千代市　四街道市	百分の九
	鎌ケ谷市　白井市　大網白里市	百分の五
	山武市　長生郡長柄町	百分の三
	鴨川市　富里市　南房総市　香取郡神崎町　香取郡多古町　香取郡東庄町　山武郡九十九里町　山武郡横芝光町　長生郡睦沢町　長生郡長生村　長生郡白子町　長生郡長南町　夷隅郡大多喜町　夷隅郡御宿町　安房郡鋸南町	百分の二
東京都	小金井市	百分の十五
	羽村市	百分の十
	西多摩郡日の出町　西多摩郡檜原村　利島村　神津島村　御蔵島村　青ヶ島村	百分の四
神奈川県	逗子市	百分の十四
	海老名市　座間市	百分の十二
	伊勢原市	百分の十一
	綾瀬市　中郡大磯町	百分の十
	南足柄市　高座郡寒川町　足柄上郡中井町　足柄上郡大井町　足柄上郡松田町　足柄上郡山北町　足柄上郡開成町　足柄下郡真鶴町　足柄下郡湯河原町　愛甲郡清川村	百分の四
富山県	中新川郡舟橋村	百分の二
山梨県	上野原市	百分の二